

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

18歳から投票できます

10月22日

伝えよう
自分の気持ち

長野県選挙啓発 マスコットキャラクター
「ほたりちゃん」ヨロシクね!

「ほたりちゃん」には、「明るく、きれいで正しい」選挙が行われるようにという願いが込められています。

長野県のきれいな清流に棲み、明るく光る「ホタル」と長野県花であり、高原に咲き、花言葉でもある正義を象徴する「リンドウ」をモチーフとしています。

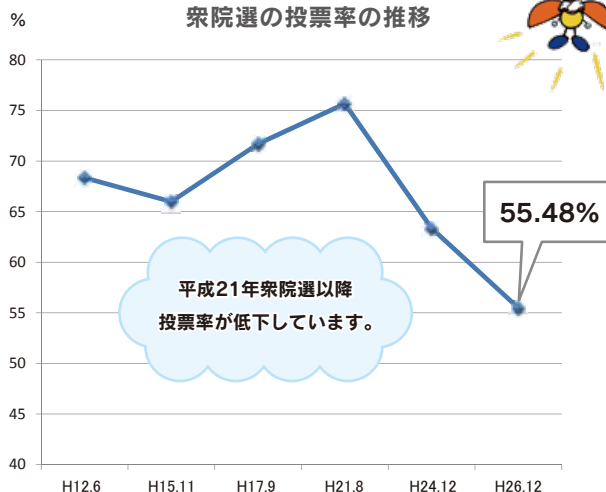


長野県選挙啓発
マスコットキャラクター
ほたりちゃん

©CIS

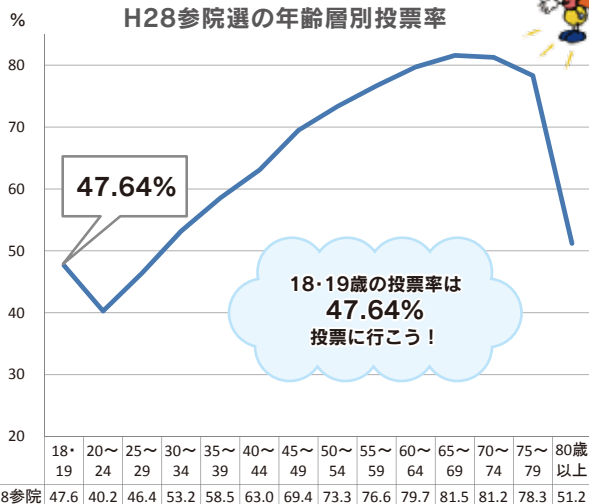
投票率はどうなっているの？

衆院選の投票率の推移



年齢別の投票率はどうなっているの？

H28参院選の年齢層別投票率



投票はこんなに簡単!

事前に送られてきた「投票所入場券」を持っていこう!

投票日の前には、投票所入場券が送られてきます。

これには、あなたの氏名と投票所の場所が書かれていて、持参することで、名簿との照合がスムーズに。

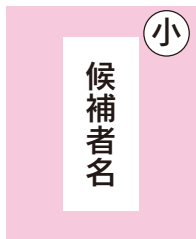
もし、忘れても、本人確認ができれば投票できます!

投票の流れ



投票は①小選挙区、②比例代表、③国民審査の3種類です

① 小選挙区



ピンク色の投票用紙に「候補者名」を記載して投票します。

② 比例代表



あさぎ色の投票用紙に「政党名」を記載して投票します。

③ 最高裁判所裁判官国民審査

				×
裁判官	裁判官	裁判官	裁判官	裁判官

辞めさせたい意思があれば「×」を記載します。

うぐいす色の投票用紙に裁判官ごとに、辞めさせたい意思があれば「×」を記載、なければ何も記載せずに投票します。

投票日当日に用事があるなら、「期日前投票」をしてみよう!

投票日に文化祭などの用事がある場合には、市役所や町村の役場などに設けられる「期日前投票所」で投票ができます。

期日前投票ができる期間は、公示日の翌日(10月11日)から投票日の前日(10月21日)まで。時間は、原則午前8時30分から午後8時までで、土日でも大丈夫。

投票方法も、基本的には投票日当日と同じです。

今回から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の期間も同じです。



18歳になれば選挙運動ができるようになります

そもそも選挙運動とは？

選挙運動とは、選挙を特定して、特定の候補者の当選を目的として、投票してもらうために有利な活動のこと。

今度、衆議院議員選挙があって、立候補しましたので、私〇〇〇〇に、1票を投票してください。



でもこんなことに注意が必要！

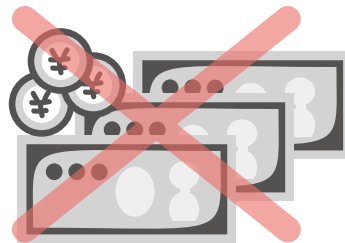
✖ 18歳未満は一切の選挙運動が禁止

- ◆ 友達に直接あるいは電話により投票や応援を依頼するなど、一切の選挙運動を行うことができません。
- ◆ ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINE、電子メールなどで友達に投票を依頼することもできません。
- ◆ ツイッターでの投票依頼のツイートに対するリツイートも選挙運動となるためできません。
- ◆ 18歳未満の方であっても、掲示場へのポスター貼りなど、単純労務のアルバイトは、選挙運動とみなされないため行うことはできますが、電話かけやビラ配りは選挙運動となるため、無償であってもできません。



✖ 18歳になれば選挙運動ができますが、違法行為とならないよう注意を！

- ◆ 電子メールを使って投票依頼できるのは、政党など一部の政治団体と候補者のみ。それ以外の方は、電子メールを使った選挙運動は一切できません。
- ◆ AさんがBさんに「今度、食事をおごるから、その代わりに〇〇さんに投票してね」とした場合、Aさんの行為は買収罪に問われるおそれがあります。Bさんがこの申出に同意した場合も、買収罪に問われるおそれがあります。
- ◆ ビラ配りなどの選挙運動の手伝いをして報酬を受け取ると、買収罪に問われるおそれがあります。交通費など必要な実費の支払いを受けることは可能です。
- ◆ 選挙期日の公示日(10月10日)前に、投票依頼をしてはいけません。
- ◆ また、投票日(10月22日)は選挙運動ができません。



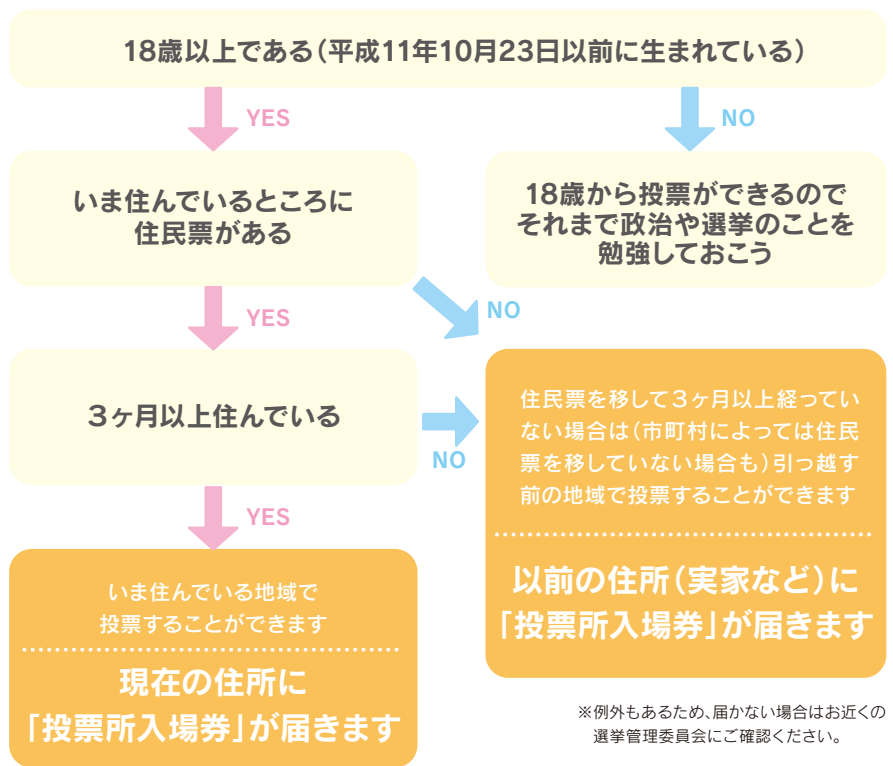
住民票と投票に行く場合のルール

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されることが必要です。

選挙人名簿に登録されるためには、引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている必要があります。

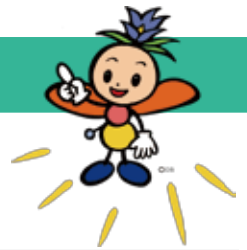
住民票を異動していないと現住所地での投票ができないため、住民票は実態に合わせて現住所地に異動しましょう！

なお、新しく有権者となる18歳、19歳の方が、今年の春以降に引っ越した場合で、引っ越し先の新住所地に転入届を出した日から衆議院議員選挙の公示日の前日(10月9日)までに3ヶ月以上住んでいない場合には、新住所地では投票できませんが、引っ越し前の旧住所地に3ヶ月以上住んでいた場合は、今回の衆議院議員選挙では、旧住所地で投票できます！



引っ越して、3ヶ月経っていない場合には

1 前の住所地に行って投票をする



期日前投票

引っ越し前の市町村の期日前投票所

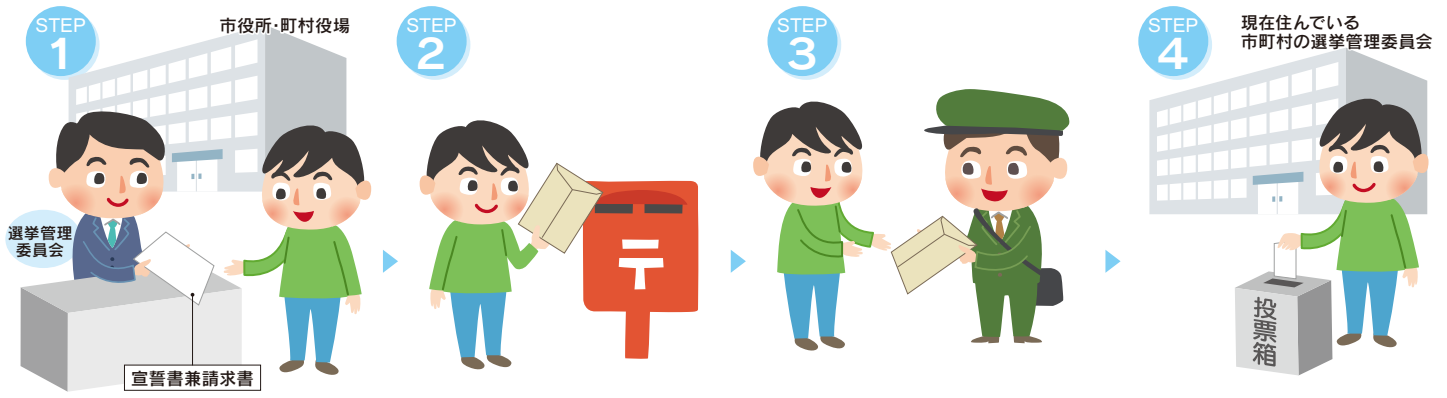
公示日の翌日(10月11日)から投票日の前日(10月21日)までに前の住所地の期日前投票所に行って、期日前投票を行う。

投票日当日の投票

引っ越し前の市町村の投票所

投票日の当日(10月22日)に前の住所地の投票所に行って、投票を行う。

2 現在の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする



市町村選挙管理委員会から「宣誓書兼請求書」の用紙を取り寄せます。

「宣誓書兼請求書」に必要事項を記載して、郵便等で引っ越し前の市町村選挙管理委員会に投票用紙などを請求します。

引っ越し前の市町村選挙管理委員会から投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書が郵便等で送られてきます。

これらをもって^(注)現在住んでいる市町村選挙管理委員会に行って投票します。

(注) 送られてきた投票用紙に、家などであらかじめ候補者の氏名等を記載してはいけません。開けてはいけない封筒がありますので(不在者投票証明書が入った封筒)、これを開けてはいけません。